

## しまね林業士制度（資格試験）実施要領（一部改正）

平成30年3月 7日付け林第1094号 制 定  
平成30年10月1日付け林第 711号 一部改正  
令和元年7月24日付け林第475号 一部改正  
令和3年9月13日付け林第622号 一部改正

平成30年3月7日付け林第1094号で制定した島根林業魅力向上プログラムの柱として実施する「しまね林業士制度（資格試験）」については、この要領の定めるところによる。

### 第1 目的

林業の成長を支える林業就業者を確保し育成するためには、昇給昇任等のキャリアアップシステム（以下「システム」という。）や処遇改善等が必要であり、しまね林業士制度（資格試験）は、林業事業体へのシステム導入や林業就業者の処遇改善等に資することを目的とする。

### 第2 しまね林業士制度で目指す技術者像

しまね林業士制度で目指す主な技術者像は、以下のとおりとする。

なお、資格区分及び区分毎の目標を下表のとおり定める。

- (1) 仕事量を確保できる人材
- (2) 仕事の割り振りなど適切な指示ができる人材
- (3) 各事業地の適切な進捗管理ができる人材
- (4) 低コスト化等による一層の収益確保ができる人材
- (5) 地域の社会的諸課題に積極的に貢献できる人材

(表 資格区分と目標とする技術者像)

資格の名称	目標とする技術者像
准しまね林業士	林業の基礎知識を習得し、将来の島根県の林業の担い手となる者
しまね林業士（初級）	林業の現場や管理の主力としての役割を果たす者
”（中級）	林業現場や管理のリーダーとして、司令塔の役割を果たす者
”（上級）	林業現場における高度な技術の実践や技術指導、経営戦略に沿った事業の実施や管理、企画立案などを行う者

### 第3 資格試験

第2に掲げる人材を確保するため、県は別表1に掲げるしまね林業士資格試験（以下「資格試験」という。）及び事前講習を実施する。

事前講習と資格試験に関する実施及び事務は、林業関係団体に委託して実施する場合がある。

#### 第4 受験申し込み

資格試験の受験を希望する者は、林業事業体ごとにとりまとめの上、別紙様式1により、県が指定する期日までに受験申込書を提出するものとする。

#### 第5 評定

第3による資格試験の成績が、本要領のほか、別に定める評定要領による基準以上の者を合格とする。

#### 第6 評定結果通知

県は、第4の受験申し込みをした事業体に、第5による評定結果を別紙様式2により通知するものとする。

#### 第7 登録・公表

県は、資格試験合格者を別紙様式3のしまね林業士登録簿（以下「登録簿」という。）に登録する。

#### 第8 登録・公表期間

しまね林業士の登録・公表期間は特に定めない。

#### 第9 しまね林業士登録証明書

県は、登録簿の登録者に別紙様式4により証明書を交付するものとする。

#### 第10 変更届

しまね林業士は登録後、登録内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を別紙様式5により知事に届け出るものとする。

2 知事は前項の届け出を受けた場合は、登録簿を整備し、第9に準じて証明書を交付する。

#### 第11 資格の取消

知事は、受験申請内容に齟齬等が確認された場合や、しまね林業士としてふさわしくないと認められたとき、また、登録事業体から取消の申し出があった場合は資格を取り消し、別紙様式6により通知し、登録簿から削除するものとする。

#### 第12 処遇改善等

県は、林業事業体や市町村に対し、しまね林業士の処遇改善や、処遇改善に資する支援を働きかけるものとする。

#### 第13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は島根県農林水産部林業課において定める。

別表 1

しまね林業士資格試験及び事前講習

1 准しまね林業士（技能職員）

(1) 資格名称	准しまね林業士
(2) 受験資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経験年数目安 4 年程度の技能職員</li> <li>・ 刈払機取扱作業員であること (刈払機取扱作業員安全衛生教育を修了した者)</li> <li>・ チェンソー作業員であること (伐木等の業務に係る特別教育を修了した者)</li> </ul> の全ての条件を満たすこと
(3) 試験内容	<p>「森林林業の基礎技術」</p> <p>以下の緑の雇用現場技術者育成推進事業「林業作業士研修」の研修項目を基本内容とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島根県の森林・林業に関する基礎的な事項</li> <li>・ 造林・間伐作業の種類と目的</li> <li>・ 安全な造林作業</li> <li>・ 森林整備の省力化・低コスト化</li> <li>・ 路網の種類と目的</li> <li>・ 安全な路網開設・維持管理</li> <li>・ 木材の特性（木材伐採から利用までの基礎知識）等</li> </ul>
(4) 試験方法	筆記試験（選択式 30 問・試験時間 60 分 6 割正答で合格） ＊分野共通問題、造林保育分野と木材生産分野の選択問題あり
(5) 事前講習 (受講任意)	0.5 日程度 試験実施日の午前中に、資料を配付し県職員による講習を行う。 受講者には筆記試験の得点に 10 点加点する。
(6) 試験免除	<p><b>【試験免除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島根県立農林大学校林業科を卒業し、県内の林業事業体に就業後 3 年以上勤務した者</li> <li>・ 緑の雇用現場技術者育成推進研修「林業作業士研修」（3 年）を修了した者</li> </ul> <p><b>【事前講習を受講すれば試験免除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業専門の大学や公的な研修機関（林業大学校相当のもの）において、森林林業科目や山林作業の現場実習を履修し卒業した者</li> </ul>

2- (1) しまね林業士初級（技能職員）

(1) 資格名称	しまね林業士（初級：技能職員）
(2) 受験資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経験年数目安10年程度の技能職員</li> <li>・ 刈払機取扱作業者であること（刈払機取扱作業者安全衛生教育を修了した者）</li> <li>・ チェンソー作業者であること（伐木等の業務に係る特別教育を修了した者）</li> </ul> の全ての条件を満たすこと
(3) 試験内容	「森林林業の施策と課題」 「林業白書」及び「島根県の森林・林業・木材産業」（県制作）を基本内容とする。 「森林林業の技術」 出題分野は、准しまね林業士の「森林林業の基礎技術」と同じ
(4) 試験方法	筆記試験（選択式30問・試験時間60分 6割正答で合格） ＊分野共通問題、造林保育分野と木材生産分野の選択問題あり
(5) 事前講習 （受講任意）	0.5日程度 試験実施日の午前中に、資料を配付し県職員による講習を行う。 受講者には筆記試験の得点に10点加点する。
(6) 試験免除	<b>【試験免除】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑の雇用現場技術者育成推進研修「現場管理責任者研修」を修了した者</li> <li>・ 林業技士（日本森林技術協会）に認定された者</li> <li>・ グリーンマイスター養成研修（S57～H22）を修了したものの</li> </ul>

2- (2) しまね林業士初級（管理職員）

(1) 資格名称	しまね林業士（初級：管理職員）
(2) 受験資格	経験年数目安10年程度の管理職員
(3) 試験内容	「森林林業の施策と課題」 「林業白書」及び「島根県の森林・林業・木材産業」（県制作）を基本内容とする。 「森林林業の技術」 出題分野は、准しまね林業士の「森林林業の基礎技術」と同じ
(4) 試験方法	筆記試験（選択式30問・試験時間60分 6割正答で合格） ＊分野共通問題、造林保育分野と木材生産分野の選択問題あり
(5) 事前講習 （受講任意）	0.5日程度 試験実施日の午前中に、資料を配付し県職員による講習を行う。

	受講者には筆記試験の得点に10点加点する。
(6) 試験免除	<b>【試験免除】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業普及指導員（森林法）の資格を有する者</li> <li>・ 森林施業プランナー（森林施業プランナー協会）に認定された者</li> <li>・ 林業技士（日本森林技術協会）に認定された者</li> </ul>

### 3- (1) しまね林業士中級（技能職員）

(1) 資格名称	しまね林業士（中級：技能職員）
(2) 受験資格	経験年数目安15年程度の技能職員及び管理職員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刈払機取扱作業者であること（刈払機取扱作業者安全衛生教育を修了した者）</li> <li>・ チェンソー作業者であること（伐木等の業務に係る特別教育を修了した者）</li> </ul> の全ての条件を満たすこと
(3) 試験内容	マネジメント（現場管理）
(4) 試験方法	レポート審査及び口述（個別面接）試験 ＊レポートの課題は、受験案内の際に提示する。
(5) 事前講習 （受講必須）	0.5日程度のワークショップ研修 ワークショップの進め方及びテーマについては、あらかじめ通知する。（試験日のおおむね2ヶ月前） 試験実施日の午前中に、専門講師による講習を行う。
(6) 試験免除	<b>【試験免除】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑の雇用現場技術者育成推進研修「統括現場管理責任者研修」を修了した者</li> </ul> <b>【レポート審査の免除】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑の雇用現場技術者育成推進研修「現場管理責任者研修」を修了した者</li> <li>・ 林業技士（日本森林技術協会）に認定された者</li> </ul>

### 3- (2) しまね林業士中級（管理職員）

(1) 資格名称	しまね林業士（中級：管理職員）
(2) 受験資格	経験年数目安15年程度の技能職員及び管理職員
(3) 試験内容	マネジメント（現場管理）
(4) 試験方法	レポート審査及び口述（個別面接）試験 ＊レポートの課題は、受験案内の際に提示する。
(5) 事前講習 （受講必須）	0.5日程度のワークショップ研修 ワークショップの進め方及びテーマについては、あらかじめ通知する。（試験日のおおむね2ヶ月前） 試験実施日の午前中に、専門講師による講習を行う。
(6) 試験免除	<b>【試験免除】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林総合管理士（森林法）の資格を有する者</li> </ul>

	<p>【レポート審査の免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業普及指導員（森林法）の資格を有する者</li> <li>・ 森林施業プランナー（森林施業プランナー協会）に認定された者</li> <li>・ 林業技士（日本森林技術協会）に認定された者</li> </ul>
--	---

4 しまね林業士（上級）（技能職員・管理職員共通）

（1）資格名称	しまね林業士（上級）
（2）受験資格	経験年数目安25年程度の技能職員及び管理職員
（3）試験内容	マネジメント（経営管理）
（4）試験方法	口述（個別面接）試験
（5）事前講習 （受講必須）	0.5日程度 ワークショップの進め方及びテーマについては、あらかじめ通知する。（試験日のおおむね2ヶ月前）

しまね林業士資格試験受験・登録申込書

年 月 日

島根県知事 殿

所在地  
 事業体名  
 代表者氏名  
 島根林業魅力向上プログラム登録番号

下記の者について、しまね林業士資格試験の受験を申し込みます。

記

1 受験資格名称	准 初級 中級 上級
2 氏名 (ふりがな)	( )
3 生年月日	年 月 日
4 職務	技能職員 管理職員
5 経験年数	年
6 刈払機取扱作業及びチェンソー作業資格	有 ・ 無
7 試験免除希望 ※	試験免除 ・ 一部免除 ・ 無
8 事前講習受講希望	有 ・ 無
写真貼付 1. 縦4×横3cm 2. 本人単身、無帽、 胸から上 3. 最近6ヶ月以内に撮影 されたもの	

受験人数に応じて適宜太枠欄を追加すること

添付書類

- ① 刈払機作業資格
- ② チェンソー作業資格
- ③ 免除の用件を証明する書類 (写し可) ※資格試験の免除を希望する場合





資格名称
登録番号
登録年月日
登録事業体
氏名
生年月日
島根県知事 ○○○○○ 公印

※サイズ 縦 5.5 cm、横 9.0cm

しまね林業士登録内容変更届書

年 月 日

島根県知事 殿

所在地  
事業体名  
代表者氏名  
島根林業魅力向上プログラム登録番号

下記しまね林業士について登録内容に変更がありましたので届け出ます。

記

- |   |      |    |
|---|------|----|
| 1 | 登録番号 | 氏名 |
| 2 | 変更内容 |    |

しまね林業士登録取消通知書

年 月 日

登録林業事業者番号

様

島根県知事

しまね林業士登録番号 〇〇〇〇 の (氏名) については、下記の理由により、その登録を取り消したので通知します。

なお、しまね林業士登録証明書を速やかに返納されたい。

記

取消の理由

以上